

# 国際関係法学の方法論に関する一試論

庄司真理子\*

## An Approach to the Law of International Relations

Mariko SHOJI

The purpose of this thesis is to seek an approach to bridge the chasm between international law and international politics, and to search for a new method of the law of international relations. There are many approaches to the law of international relations. First of all, these approaches are compared.

### I. Policy-Oriented Approach

#### (1) Value-Oriented Approach

Myres S. McDougal, Harold D. Lasswell and W. Michael Reisman take a value-oriented approach. They answer all the questions from the science of international politics. Although they are lawyers, their method has not become the law of international relations but the science of international politics.

---

\*しょうじ・まりこ：敬愛大学国際学部助教授 国際機構論・国際関係法

Associate Professor of International Studies, Faculty of International Studies, Keiai University; international organizations and law of international relations.

## (2) World Order Model Project

Saul H. Mendlovitz, Robert C. Johansen, Friedrich Kratochwil and Richard A. Falk are the main members of the World Order Model Project. But their approaches are too similar to those of international politics. They study politics and law on almost the same dimension. So there remain many questions, such as what the role of law is or what the role of jurisprudence is.

## II. Other Approaches

### (1) John W. Halderman

Halderman answers what the law is, but his definition of law is too rigid. There is no reality of law.

### (2) John F. Murphy

Murphy studies lots of cases precisely, but he does not present his method.

### (3) James Fawcett

Fawcett's study is very descriptive, but he does not show the framework of his theory, while he recognizes law and politics in the international relations.

### (4) Francis Anthony Boyle

Boyle takes a functional approach. He presents his theoretical framework, but it is difficult to distinguish law from politics.

## III. Search for a New Method of the Law of International Relations

### (1) Problems of the Method of Policy-Oriented Approach

Five questions to the method of policy-oriented approach are studied.

### (2) Future Task

Interaction between law and policy should be analyzed, recognizing the difference between law and policy Three processes for this interaction are proposed.

## はじめに

本稿の目的は、国際法学と国際政治学の方法論を架橋するような方法論の模索ということである。司法、立法機関の確立していない国際社会には、国内法のような「法の支配」の原理をそのまま適用するわけにはいかない。この国際法の弱点を克服するには、従来の法律学の方法論にとらわれずに、現代の国際社会のメカニズムを解明し、その社会に適した新たな方法論を模索する必要がある。本稿では、国際関係法学の中でも、国際政治学からの批判に応え得るような国際法学の方法論の模索を中心課題とする。国際政治学の側から出された国際法批判の論点は次の4点である。(1)国際社会が統治機構を欠く社会であるため、国際法は立法、司法、執行面での機能を弱体化させている。(2)国際法は強制力及び実効性を欠いている。(3)国際法は国益に奉仕する道具であって、これを促進するものであれば利用され、害あるものであれば侵犯される。(4)法と政治の関係では、法の背後に政治的背景が存する。本稿はこれら4つの批判を論点として、国際法学の方法論変革について検討する。ところで、このような論点に、一定の視座を示す研究として、グロティウス (Hugo Grotius) の方法論がある。また、国際システム論も、国際法学と国際政治学を架橋するような方法論を提示している。すでにこの2点に関しては、別稿において考察をした<sup>(1)</sup>ため、本稿では、法政策学派の方法論<sup>(2)</sup>、及び法政策学派以外の方法論を検討したのち、筆者自身の方法論を検討することを試みる。

## 第1章 法政策学派の方法論

国際法学と国際政治学を架橋するような方法論の提示ということでは、法政策学派の方法論は、1つの意義があると言えよう。しかし、この方法論に全く問題がないとは、言いきれない。本章では、法政策学派の方法論を筆者なりに整理して紹介する。そしてその方法論上の問題点を克服す

るような方法論を、次章では模索する。

### (1) 初期法政策学派<sup>(3)</sup>——法価値学説

初期法政策学派、法価値学説と呼ばれる学派の中心となったのは、マクドゥーガル (Myres S. McDougal) である。ラスウェル (Harold D. Lasswell) やリースマン (W. Michael Reisman) は、彼の研究を助けている。法価値学説の一番の特徴は、筆者の示した「国際政治学による国際法批判」の4つの問題点すべてに答えている点と言えよう。彼の解釈によると、法は国際社会において、実効性 (力) のある有意味なものとなる。ここでは、法政策学派の方法論が、国際政治学による国際法批判にどう応えるかを中心に議論をすすめる。

まず第1の問題としてマクドゥーガルは、現代の国際社会及び国際法を分権的性格のものと認識する。そして、現代の国際法学者が、国際法を普遍法 (Universal Law) と同一視している点に問題があると指摘する。ただしマクドゥーガルの場合、現代の国際社会は分権的性格を帯びているとしても、将来は世界公秩序 (World Public Order) が確立されるべきであると考える。そして、現代の国際社会は、この世界公秩序へ向かう途上——世界社会過程 (World Social Process) ——にあると考える<sup>(4)</sup>。それ故、マクドゥーガルのアプローチは、国際社会の分権的性格を分析する現実認識的アプローチと、将来の世界公秩序を指向する目的論的アプローチの組み合わせだったものと言うことができよう。

次に、国際法の強制力、実効性の問題であるが、マクドゥーガルにとって法とは、強制力、実効性が最初から備わっているもののことを言う。それ故、彼の言葉で説明するならば、法とは「権威的 (authoritative) かつ支配的 (controlling) 意思決定過程」<sup>(5)</sup>なのである。この権威 (authority) とは、立法、司法、行政などの特定の資格を持ち、実効的決定をなし得る機関である<sup>(6)</sup>。これに対して支配 (control) とは、政府機構及び政党、圧力団体、私的会合などが実効的な力を持つ場合である。この権威と支配の双方が相互に結合して作用する時に法が形成される<sup>(7)</sup>。さらに、この法を作成す

る政策決定過程全体が、マクドゥーガルにとっての法なのである。それ故、彼にとって権威的かつ支配的なもののみが法であって、実効性のない単なる諸法則は法ではない。「それらは、単に決定者が考慮する種々の決定要因の一つに過ぎ」<sup>(8)</sup> ない。このように、いわゆる一般に言う国際法は、マクドゥーガルによると、法ではないということになってしまう。また、実効性のある法政策決定のみを法と呼ぶわけであるから、法とは、強制力があるものとなるわけである。これはフォーク (Richard A. Falk) に言わせてみれば、いわゆる一般に言う法を単なる政策の道具としか考えていないということになるわけである<sup>(9)</sup>。

第3に、国益や力との関係であるが、マクドゥーガルにとって、国際社会の参加主体 (participants) は国家に限られない。国家、政府間国際組織、政党、圧力団体、民間組織、個人など様々な参加主体が考えられる。それ故、利益を考える場合、国家の国益のみならず、多様な参加主体の利益が考慮されるわけである<sup>(10)</sup>。彼の利益の分類の仕方は、ほぼ次のようになっている。まず、国際共同社会の利益 (common interest) と、特殊利益 (special interest) に分ける。後者は、特定の実効的エリートのみによって要請されるのに対し、前者は多くの実効的エリートによって要請される。さらにこの国際共同社会の利益は、排他的利益 (exclusive interest) と包括的利益 (inclusive interest) に分けられ、前者は1つの参加主体のみの利益となり、後者は複数の参加主体の利益となる。また、包括的利益は最低限かつ最適な世界秩序の要請に関連し、排他的利益は最低限の秩序と価値の配分の範囲に関係する。彼は国際的利益と国益という二分法を排除する<sup>(11)</sup>。利益に対する考え方が、国益のみに焦点をあてるものではないため、国益と国際法との緊張関係も、問題とならないわけである。

次に力の問題であるが、マクドゥーガルにとって力 (power) とは、人間の尊厳を中核とする世界公秩序確立のために必要な8つの価値の1つである<sup>(12)</sup>。また、世界社会過程の中でも力の形成と配分の過程である世界勢力過程 (World Power Process) に注目する。この力の形成と配分の結果が参加主体の活動の場 (arena) である。活動の場は、大陸、国、地域、都

市など様々であり、それは共同体構成員の期待の配分の仕方によって様々な形となる。これら共同体の中では、それぞれ政策決定がなされる。この国々の政策決定過程に法形成過程が含まれるわけである<sup>(13)</sup>。換言すれば、法形成過程は勢力過程に含まれているということになる。それ故、マクドゥーガルにとって法と力は、対置されるものではなく、並置、あるいは同義とされるものなのである。また、力は国家の独占物ではない、国際社会における様々な参加主体が様々なレベルで力を持ち、勢力過程に参加していることになる。

第4に、法と政治の問題であるが、マクドゥーガルにとって政策決定過程そのものが法なのである。それ故、法と政治の区別は全くなされていない。場合によっては、法と政策が同義のものとして捉えられることがある。それ故、マクドゥーガルにとって法とは、政治と同様に力あるものなのである。

また、方法論のレベルでもマクドゥーガルは、国際法学と国際政治学の壁を取り払っている。彼はケルゼン (Hans Kelsen) のような閉鎖的な方法論を批判し、国際法学の開放性を主張する<sup>(14)</sup>。それ故、彼の方法論は次の3つの特徴を有する。(イ) 事脈的 (contextual) であること、(ロ) 問題解決主義 (problem oriented) に徹すること、(ハ) 多方法的 (multi-method) であること、<sup>(15)</sup> である。このように、マクドゥーガルの方法論は、グロティウスがかつて行ったように、社会を総体として捉えようとする学際的、多面的研究方法であった。さらに言えば、グロティウスが行った、道徳的宗教的規模意識を事実上、法に結びつける綱渡りの営為を<sup>(16)</sup>、マクドゥーガルは8つの価値と法を結びつけるという形で、再び行ったのである。

このようなマクドゥーガルの方法論は、これまでの形式的、技術的国際法学の方法論を大きく変革させたという点では評価できよう。しかし、あまりに国際政治学の方法論に近づきすぎ、あまりに法と政治を同化しすぎたがために、国際社会において、法として認識されるものと、政治として認識されるものの区別がつかなくなってしまっている。これでは政治、あるいは政策を、法ということばで言いかえたにすぎない。国際政治学から

の国際法批判を、法という名の政策によって応えたとしても、いわゆる一般にいう法の問題点に対する応えになっているだろうか。

マクドゥーガルの方法論は、国際政治学からの国際法批判に応えすぎている。極言すれば、国際政治学からの問いかけに、国際政治学で応えているにすぎない。また、グロティウスの求めたものを求めすぎている。その方法論上の問題点の詳細な考察は、結論の章に譲ることにして、次に、マクドゥーガルの方法論を一步踏み越えた形の方法論の提示をめざしているWOMP (World Order Model Project: 世界秩序モデル計画) の研究を考察しよう。

## (2) 後期法政策学派——WOMP

WOMPとは、マクドゥーガルが指向した世界秩序を改造し、補足しようという試みである。これは、世界秩序研究 (the Institute for World Order, 現在の世界政策研究所 [the World Policy Institute]) の主催で、1967年に、メンデロビッツ (Saul H. Mendlovitz) によって組織された。その研究成果は、70年代半ば以降、続々と出されている。ここでは、WOMPに属する研究者、メンデロビッツ、ヨハンセン (Robert C. Johansen)、クラトシュウィル (Friedrich Kratochwil)、フォークの研究を紹介する。

ひとくちにWOMPと言っても、それに属する研究者の方法論は様々である。しかし、世界秩序達成のために次の4つの価値が満たされるべきであるという点では、共通の基盤を持つ。平和 (peace)、経済的福祉 (economic well-being)、社会主義 (social justice)、生態系の安定 (ecological stability) の4つである<sup>(17)</sup>。それ故、WOMPの企画そのものに、すでに価値指向性を持つ目的論的アプローチが示されているということが言えよう。

まず、ヨハンセンとメンデロビッツは、4つの価値を実現するための世界秩序への移行過程において、脱国家的警察軍 (Transnational Police Force) が必要であることを指摘する。この警察軍は次の4つの目的を実施する。A: これまでの国連平和維持活動と同様の役割、B: 人道的干渉、C: 地球的規模の規範の国内適用を官僚が怠った時、これを規制する、D: 軍備

管理協定の監視、である<sup>(18)</sup>。この特色は、単に、防止外交のみならず、創造外交 (creative diplomacy) ——正義と軍縮の実施のための、新しい態度、手続、構造を創り出す——をも行うことにある。この警察軍の構成や性格等は、クラーク＝ソーンモデル (Grenville Clark & Louis B. Sohn)<sup>(19)</sup> で示されたものと類似しており、国内社会のような中央集権の性格の社会で利用する警察に近いものとなっている。そのため、現代の国際社会に適用可能かどうかは別として、強制力や実効性は備わっており、かつ国益を凌駕して地球規模の利益を執行し得るような力を持ったものとして最初から想定されている。また、世界秩序への移行過程で研究すべきことは、法的というより政治的な問題であると考えている<sup>(20)</sup>。ヨハンセンとメンデロビッツの分析では、特に法の問題には触れておらず、そのため国際法の4つの問題点に対する答えも出されていない。

WOMPの研究グループの中では、フォークが、マクドゥーガルの国際法学の方法論を一步超える形の興味深い方法論を提示している。第1に、国際社会の分権の性格を認識し、国内法から導き出される法のモデルに、無意識のうちに依拠してしまう危険を指摘している。また、国際法理論に必要な第1の要件は、国際システムという独特の環境のもとでの法の持つ属性に対する関心である<sup>(21)</sup>とする。この点を考慮した理論を提示しているという意味で、フォークはマクドゥーガルを評価している。ただし、マクドゥーガルが国際社会の将来めざすべき世界公秩序——垂直的体系——と価値を示した点を評価しつつも、そのアプローチの時期尚早さを批判している<sup>(22)</sup>。現在の国際法理論にとって必要な視角は、世界公秩序への移行過程を示すものであり<sup>(23)</sup>、その意味で、国際法秩序研究の体系的な方向付けが必要である<sup>(24)</sup>と指摘する。

次に、国益及び力と国際法の関係に関するフォークのマクドゥーガル批判を分析してみよう。フォークはまず、マクドゥーガルの価値指向的方法論を、次の2点において批判する。第1に、法と価値との相互関係は、規範の客観的システム、すなわち最低限の世界公秩序と相容れない主観的過程であること。第2に、国家行為、特に外交関係における行動は、価値よ



りもむしろ国益や能力によって特徴的に形作られること<sup>(25)</sup>である。このようにフォークは、価値よりも国益が国家の行動を左右することを指摘しておきながら、国益に関する詳細な分析は行っていない。ただし、地球システムの第1の目的は、このシステムの一構成員である国家の、特殊的で多様な国益や価値を促進することよりも、世界共同体全体の価値と利益を促進することである<sup>(26)</sup>。そして、グローバルな性格の利益を国家利益に反映させる必要があること<sup>(27)</sup>を指摘している。

次に力と国際法の関係について見てみよう。フォークは、マクドゥーガルの政策決定過程論を評価しつつも、この政策決定過程における合理性を改善する必要があること<sup>(28)</sup>を指摘している。なぜなら、現代の国際社会には、未だ敵対的段階を超えて有権的判断の段階まで議論をすすめる政策決定者が欠乏している。现阶段の国際社会における力の配分は非対称的である。それ故、マクドゥーガルの言う合理性に依拠するということは、結局、大国に立法的権能を享受せしめる結果となる<sup>(29)</sup>。世界公秩序達成のためには、力の構造の変換を伴う必要がある。このために次のような努力がなされる。力の配分や、力の行使に関していかにして決定がなされるかの鑑定は、様々な国際的状況でなされるが、これに関して1つの決定的な選択をなすことである<sup>(30)</sup>。この選択されるべき将来の国際システムは、次の4種である。(1)強制的分権制、(2)強制的中央集権制、(3)自発的分権制、(4)自発的中央集権制、である。(1)の強制的分権制は、現在の国際システムが継続する場合であり<sup>(31)</sup>、(4)の自発的中央集権制は、クラーク＝ソーンモデルに示された<sup>(32)</sup>ような理想型である。また、将来の国際社会の自発的な構造変換は楽観視できないとしても、核による惨害だけは<sup>(33)</sup>防止しなければならない、と述べている。

以上のような国際社会の現状認識から、フォークは、国際法には実効性があるかという形ではなく、国際法が実効性を保ち得るにはいかなる機能を果たすべきか、という形の問題提起を行う。それ故、マクドゥーガルのように、法をア・プリオリに実効性や強制力あるものとしているわけではない。また、ケルゼンのように、当為としての法の強制力のみを問題とし、

現実の国際社会に存在する法の実効性の問題を排除しているわけではない。その意味では、確かにフォークは、マクドゥーガルとケルゼンの中間的立場<sup>(34)</sup>に立つと言えよう。フォークはまず、国際社会における法の権威性 (the nature of legal authority) は、その実効的な行使に関わる問題であることを指摘する。自然法においては、法の権威性は合理性 (the nature of reason) と同一視され、実証主義国際法においては、主権国家の合意と関係づけられた<sup>(35)</sup>。しかし、ここでは法の権威の実効的な行使と関連づけて考察する。この法の行使 (implementation) を考察するには、次の2つの方法がある。(1)執行過程を描写することと、(2)執行が必要ではない程度を説明することである。国内法では、制裁と規則との関係が強調され、制裁の実効性ということが問題となる<sup>(36)</sup>。しかし、実効性の意味そのものが、フォークにおいては異なった形で使われる。制裁の実効性を強調していると、権威の行使の程度の問題を見逃してしまう。これは諸国家の行動、すなわち相互性の論理によって維持されている分権的な制裁手続によって導かれる<sup>(37)</sup>。また権威を実効的にするには、力の所在と権威の所在を相関させる必要がある。国際社会においては、力は国家に握られている。それ故、国際法秩序を強化するには、国際機構の「権威」を確立するよりも、これら国家の能力をできるだけ多く動員する必要がある<sup>(38)</sup>。さらに、国際法秩序の実効性を考えた場合、それによってなされる機能の多様性を無視してはならない。特に、国際紛争や国際危機の際の国際法の機能は、敵同士への敵対性にもかかわらず、継続的なコミュニケーションのためのシステムを確立することである<sup>(39)</sup>。このようにフォークは、国際法の抑制機能からコミュニケーション機能へ、強調点を変換させる必要性<sup>(40)</sup>を説いている。

以上からフォークは、法の実効性を法の強制力や制裁機能とのみ結びつけて解釈することを批判する。分権的な国際社会においては、何らかの権威ある国際機関を設立することによって法の実効性を確保しようとするのではなく、国家間における多様な法の機能に眼を向ける必要性を説く。また、法の機能の1つとして制裁機能に着目する場合も、その執行過程のみ

ならず、執行の程度にも考察をすすめるべきであるとする。フォークの注目している法の機能は、秩序安定化機能 (stabilizing role)<sup>(41)</sup>とコミュニケーション機能である。このようにフォークは、法の実効性そのものの意味を問い直すことによって、国際政治学からの国際法批判に込んでいると言えよう。

第4に、法と政治の関係であるが、この問題についてフォークは次のように述べている。法的分析の仕事は、法と政治について一方を他方へ埋没させずに、双方を結合した中間点を求めることであって、法に平和的世界の保証を求めたり、法は国際平和にとって無意味であると言ったりせずに、現実主義を達成することである<sup>(42)</sup>。フォークはマクドゥーガルの政策決定過程論を評価し、これを補強する方法論を求めている。その意味で、法と政治を同次元の、関連あるものとして認めている。他方、ケルゼンの示すような法の自律的体系をも評価している。その上で、両者の中間的アプローチを試みている<sup>(43)</sup>。これは、フォークの方法論のレベルの問題のみならず、実体としての法の認識にも関わっている。フォークの強調点は、法と政治の、あるいは法と政策の区別を明確にすることではない。法と政治の中間領域において、実効的に機能し得る法の役割を模索することにある。フォークの方法論は、すでに示したように、国際政治学と国際法学を架橋するような方法論である。特に、マクドゥーガルの文脈重視 (contextualism) の方法論を評価しており<sup>(44)</sup>、フォーク自身も、国際法とそれを規定している国際的文脈との相互関連を明らかにする<sup>(45)</sup>ことが、重要であると述べている。

フォークは、国際政治学による国際法批判の4つの問題について、前述のような形で答えを出している。しかし、フォークの方法論にもいくつかの疑問は残る。現象学的アプローチを提唱している<sup>(46)</sup>が、これを実際の事例にあてはめて分析し得るのか？ 法のコミュニケーション機能とは、具体的にどのような機能のことを言うのか？ (この点については結論のところで検討する) 法と政治の中間点は示し得たが、法と政治の違いは何か？ などの問題である。これらの問題点を克服するような方法論を、次章では

法政策学派以外の方法論の中に模索する。

次章に移る前に、クラトシュウィルの研究を紹介しておこう。国際法批判の4つの問題点すべてに答えを出しているわけではないが、フォークの方法論を、今一步深めて考察している。彼は、法と社会秩序との関係の問題を考察するにあたって、次の2つの問題提起をしている。1つは、法とは何か<sup>(47)</sup>という問題であり、今1つは、法的思考にとって、世界秩序を展望することは有用なことか<sup>(48)</sup>という問題である。前者の問題に対して、クラトシュウィルは、法規範を特殊な「修辭的工夫 (rhetorical devices)」として理解する<sup>(49)</sup>と応える。すなわち、法とは権威的決定を行うために、当面の事件に適用する公平な判断——一連の法規 (規則、規範、原則) ——のことを言う<sup>(50)</sup>、としている。また、この文脈では次の3つのことを考える必要がある。第1に、法とは行動の指針として理解されるものこのことを言うという暗黙の議論である。第2に、広義の法と狭義の法との違いである。後者は第三者機関による公平な適用がなされ、前者は決定過程や決定正当化という広い意味で使われる。第3に、いくつかの行動における法規則の重要性に関する論争である。法は、強制のみではなく特別の権能を与える道具として、またコミュニケーションの道具として必要である<sup>(51)</sup>。また、法を修辭的工夫として理解した場合、法的決定過程が機能する共通の意味の普遍性を再確立することが必要である<sup>(52)</sup>、と述べる。

そこで法的思考にとって世界秩序アプローチと、国際法のそれ以外の理論的努力との違いをはっきりと評価し、明確化しておく必要がある<sup>(53)</sup>。WOMPの法的思考にとっての意義は、世界秩序を発見したという意味での「発見的成果 (heuristic fruitfulness)」と、それが法慣行を評価する基準として利用し得るものである<sup>(54)</sup>、ということである。

クラトシュウィルはさらに、WOMPの国際法学における限界をも指摘する。1つには、このような全体的な理論が技術的悪夢に終わる恐れがあるということ。今1つは、法を単なる社会や世界共同体の道具としてしか見なくなる恐れがあるということである<sup>(55)</sup>。

クラトシュウィルの議論は、フォークの方法論に関するいくつかの疑問

点に応じている。WOMPの研究者は様々な方法論を提示しているが、クラトシュウィルの議論は、次の2点で評価し得る。1つは、WOMPの法的思考における限界点を明確化していること。今1つは、WOMPをめぐる交錯し混乱している法的議論をすっきりと整理していることである。しかし彼は、国際政治学と国際法学を架橋し得るような理論枠組みを、彼独自のものとして提示しているわけではない。

## 第2章 法政策学派以外の国際関係法学の方法論

前章で考察した法政策学派の研究は、あまりに国際政治学に近づきすぎ、あまりに政治と法を同次元で語りすぎたがために、国際社会における法固有の役割とは何であるか、との疑問を残すものとなっている。本章では、方法論としては国際法学と国際政治学を架橋するような方法論でありながら、かつ、研究対象としての国際社会における法の役割を明確化するような方法論を模索する。

### (1) ジョン・W・ハルダーマン

まず、ハルダーマン (John W. Halderman) の著書『国際連合の政治的役割 (*The Political Role of the United Nations*)』(1981年)<sup>(56)</sup> を中心に、国際政治学による国際法批判の4つの問題点を考察してみよう。

第1に、国際社会の分権的性格の問題であるが、この点は1966年に書いた前著『国際連合と法の支配』<sup>(57)</sup> とは、見解が異なるところである。前著では、コンスティテューショナル・アプローチ (constitutional approach) をとっている。このアプローチは、国内の憲法システムにおいても政治的問題を扱うことがあるのだから、国際社会における憲章システム内でも政治的問題を扱い得る<sup>(58)</sup> という前提に立つものである。その意味で、国内の憲法システムと国際社会の憲章システムを類似のものとしている。コンスティテューショナル・アプローチは、クラーク＝ソーンモデルに近い方法論と言うことができよう。これに対し、81年の本では、コ・オペレーティ

ヴ・アプローチ (Co-operative approach) をとっている。これは現代の国際社会を、世界政府と呼べるような中央集権的政府の存在しないアナキーな社会であると認識し<sup>(59)</sup>、ここにおいて国連がその機能を遂行するためには、大国間の合意を基礎とする必要がある<sup>(60)</sup>、という考え方である。このように、大国間の協調を土台とするという意味で、コ・オペレーティヴ・アプローチと呼ぶ。それ故ハルダーマンは、国際社会を分権的性格の社会と認識し、ここにおいて、大国間の協調という形で憲章システムの機能を維持しようとしていると言えよう。

第2に、実効性、及び強制力の問題であるが、ハルダーマンは、国際法と国内法を同様に考えていると、国際法を構築し強化することが、それを実効性あるものにするのと考えてしまう<sup>(61)</sup>危険性を指摘する。そして、法を実効性あるものとするためには、世界の人民一般の間に最低限必要な程度の共同体感情を育成することである<sup>(62)</sup>。しかし、これは究極目標<sup>(63)</sup>であって、当面の目標は、国連における紛争解決制度を信頼のおけるものとすることである。例えば、安保理による集団的措置や暫定的措置が実効性あるものとして機能していないという現実をふまえ、そもそも国連が強制力ある決定を行い得るといふ幻想をいだいていることに問題があるとす。そして国連の集団的措置や暫定的措置は、拘束力ある決定を行うのではなく、勧告に限るべきである<sup>(64)</sup>と指摘する。また、司法的決定の場合、手におえない紛争に司法裁判を利用することによって、法の權威が崩れる危険があると述べる。なぜなら、国家は重大利益事項に抵触するような事態の場合、法に従うことに難色を示す<sup>(65)</sup>。その結果、法の概念の欠陥が露呈し、法の權威が崩される<sup>(66)</sup>。それ故、法を利用することを禁じるべきではないが、法それ自体の概念を強調するべきではない<sup>(67)</sup>、と述べる。このようにハルダーマンは、法が実効性を保ち得る範囲内に、法的拘束力ある決定も限定すべきである、すなわち、法の実効性と法的拘束力は常に相伴っていなければならない、と考えている。それがために、法の機能し得る範囲を極度に限定して解釈しており、その法認識には問題がある<sup>(68)</sup>と言えよう。

第3に、国益と力の関係であるが、まず、力に関しては、前述のコ・オペレーティヴ・アプローチで示したように、国連憲章はせいぜいが大国の協調の下に機能し得るにすぎない。また国連が、国連憲章に規定している範囲内の機能に関して圧力（pressure）を持つのは良いが、それ以外の機能に権威の源を求めるべきではない。それ故、安保理や総会の勧告が圧力を持つのは良い<sup>(69)</sup>が、平和維持活動や国連の準立法的及び準司法的権能に権威の源を求めると、国連の真の権力に関する混乱が生じる<sup>(70)</sup>と考えている。

国益については、責任ある官吏は、国益の促進に有用と考えられる形式で国際紛争処理手段を利用する権利があるという見解を、不動のものとしてできる<sup>(71)</sup>ような国連の紛争処理手続を準備すべきであると考えている。他方、安保理や総会の集団的措置を勧告に限った場合、その措置が、その組織によってとられたと考えるか、その勧告に応じた加盟国が自国の国益に有用な形で利用したと考えるかという点で問題が生じる<sup>(72)</sup>。この場合、あくまで憲章に基づいて同措置がなされていると、すべての関係当事国に見られるようにするべきである<sup>(73)</sup>、と指摘している。このようにハルダーマンは、一方で法を国益のために利用し得る道具と考えながら、他方で国家が法を遵守しているという外観を呈するべきであると考えている。

第4に、法と政治の関係については、前述のように、法の機能し得る範囲を極度に限定し、法を神聖で犯さざるべきものとして、その権威を保とうとしている。他方、国連の紛争解決は、政治的コンテクストにおいて効力を発揮する。すなわち、紛争当事国は国連の勧告には拘束されないが、審議過程には拘束されていることを認識することが必要である<sup>(74)</sup>、と述べている。このように、法の役割を極度に限定し、国連の政治的役割としての審議過程やコンセンサスを重視するのが、ハルダーマンの考え方と言えよう。

ハルダーマンの方法論は、コ・オペレーティヴ・アプローチに示されるように、非常に政治的なものである。その意味で、政治的現実認識は優れていると言えよう。しかし、法的現実認識には、問題があると言わざるを

得ない。

## (2) ジョン・F・マーフィー

次に、マーフィー (John F. Murphy) の『国際連合と国際的暴力の管理 (The United Nations and the Control of International Violence)』(1982年)<sup>(75)</sup>の分析を検討してみよう。この分析では、国際政治学の国際法批判の4つの問題点に、うまく呼応するような問題意識は示されていない。

国際社会の分権的性格の問題については特に触れていないが、「国連は大国に支配された機構である」<sup>(76)</sup>とか、「米ソが安保理で協調すれば、紛争処理もうまくいく」<sup>(77)</sup>などの指摘から、前述のハルダーマンのコ・オペレーティヴ・アプローチに類似した現実認識をしていることがわかる。

法の実効性や、法と国益の関係に関する問題の指摘は特になされていない。

法と力との関係については、前述の大国協調を前提とした国連の機能を考察している点から、大国の協調の下に国連の法が守られるという考え方であることがわかる。また、革命的暴力、暗殺、テロなど、国家間紛争とは異なった形の暴力に対しては、国連での審議及び決議の積み重ねを通して、国連機関による紛争処理の分野——国連の法——の枠内の問題としてとり込むことを意図<sup>(78)</sup>している。

法と政治の関係についても、特に新しい視点を提供しているわけではない。ただ、国連での審議や決議の積み重ねによる慣習法形成プロセスに着目している。この辺を法と政治の接点と考えていると言えよう。

方法論については、マーフィーは、同書の第1の目的が国連に関する社会学者による研究と、国際法学者による研究とのギャップに橋をかけることである<sup>(79)</sup>、と述べている。同書では、この目的が十分に果たされているとは言いきれない。しかし、同書はケーススタディーを中心に行っており、事実の描写を通して、そこにおける法的問題を考察するというアプローチの仕方をとっている。その意味で、法と現実のある種の架橋を行っていると言えよう<sup>(80)</sup>。



### (3) ジェームス・フォーセット

フォーセットの『国際関係における法とパワー (Law & Power in International Relations)』(1982年)<sup>(81)</sup>は、いかなる視点を提示しているだろうか。

国際法や国際社会の分権的性格に関して、特に言及はしていないが、その叙述の内容から推察すると、分権的性格という前提のもとに議論をすすめている。

国益や力と国際法との関係については、フォーセットはまず、力とは、国益に対し影響を与え強制力を行使する能力であり、国民国家の共通目的を確保するものである<sup>(82)</sup>、とする。これに対し国益とは、国民国家がその力を数の上でも範囲としても増やすことである<sup>(83)</sup>。そして、規則としての法とは、行為のルールや基準や規則を制度化したもので、それを遵守することによって共通目的を確保するものである<sup>(84)</sup>、としている。さらにこの共通目的とは、地域的、あるいは地球全体の諸国に共通の利益を確保することである<sup>(85)</sup>。このように、フォーセットにとって国益、力、法及び共通目的は有機的に連関しているものである。

さらに法の実効性や影響度についても、それを決定するための4つの要因——権威、影響と強制力、国益、共通目的——<sup>(86)</sup>を重視している。この中で国益と共通目的は、前述のように定義している。権威については、国内の権威と同様の形をとるもので、いわば、何らかの形で制度化された行為の規則、基準、秩序である<sup>(87)</sup>、とする。影響力と強制力とは、文化的影響力から経済的圧力、明白な武力行使による威嚇まであって、不干渉原則を侵害してしまうことが避けがたい傾向である<sup>(88)</sup>、とする。このようにフォーセットは、法、力、国益、影響力と強制力、共通目的などの概念の定義を明確化させ、それらの有機的連関性を説明してから諸々のケーススタディーを行っている。

さらに法と政治との関係については、勢力均衡の概念と法との関係などから説明している。勢力均衡のある勢力圏の間に勢力境界 (power frontier) がある、と言う。国境は物理的で二国間に存在するものであるが、勢力境

界は政治的概念であって、数カ国間に存在し、時によって変化したり消滅したりする<sup>(89)</sup>。例えば、中国とソ連の勢力境界<sup>(90)</sup>やベルリン危機<sup>(91)</sup>の場合、法を確立することが勢力境界の安定化の確立と確保に役立った。これに対し、キューバ（1962年）<sup>(92)</sup>、スエズ（1956年）<sup>(93)</sup>、アフガニスタン（1980年）<sup>(94)</sup>の事例では、問題が本質的に政治的であったため、法が役立たなかったと言う。このように、フォーセットは、法が政治的コンテキストにおいて政治と連関して役立つ場合もあれば、役立たない場合もあることを指摘している。

フォーセットの方法論は、国際法と国際社会の政治的、社会的、経済的要素と有機的に組み合わせて叙述している点で評価できる。パワーの行使にあたっての法の叙述も的確である。しかし、フォーセット自身も指摘しているように、同書は何らかの理論を提示したのではなく、現実の法とパワーを叙述（describe）<sup>(95)</sup>したにすぎない。それ故、国際政治学と国際法学を架橋するような理論が提示されていないという問題がある。

#### （４） フランシス・Ａ・ボイル

最後に、ボイル（Francis Anthony Boyle）の著書『世界政治と国際法（*World Politics and International Law*）』（1985年）<sup>(96)</sup>を考察してみよう。

まず、国際社会や国際法の分権的性格の問題については、特に言及していないが、これを前提として認めた上での分析を行っている。

法の実効性や強制力の問題にも特に言及していない。実効性よりも、国際社会における国際機構と国際法の有意性（relevance）の問題<sup>(97)</sup>に着目している。また、実証主義法学が、国際的危機に際して無意味（irrelevant）であるからといって、国際機構と国際法そのものが無意味であるとは限らない<sup>(98)</sup>。実証主義法学は、合法・非合法の二元論でのみ法を捉えてきており<sup>(99)</sup>、何故どのようにして、国際法規則に従うかを政策決定者に説明しようとするものではなかった点に問題がある<sup>(100)</sup>。ボイルの提案した機能主義アプローチは、国家の行動を、「非常に非合法」から、「おそらく合法」……「非常に合法」までの7段階のスペクトルによって判断するため、

このような問題は生じない<sup>(101)</sup>。さらに機能主義アプローチをとると、国際機構と国際法は、国際的危機にとって、単に意味があるものとなるだけではなく、重要なものとなる<sup>(102)</sup>、と指摘している。ボイルの研究方法は、単に国際法規と事件とを照合することにとどまらず、実体としての法が国際的危機の最中にどのように機能しているか、という問題にまで踏み込んで分析し、そこにおける法の有意性を検証しようとしている。

次に、力や国益と法との関係であるが、ボイルは、実体としての力と法との関係には特に言及していない。ただし、戦略としての権力政治(power politics)には批判を加えている。現代の政治的現実主義者は、マキャベリズムと少しも変わっていない。平和時に権力政治を追求すると、それが戦争を引き起こすこととなり、最後には核によって人類が破滅することとなる。このジレンマから逃れるためには、権力政治は「鉄の法」ではないことを理解するべきである<sup>(103)</sup>、と指摘している。

国益に関する国際政治学者の考えは、これまで国益か国際法遵守かの二者択一を考えてきた。これに対し法実証主義者は、合法か非合法かの二者択一を考えてきた<sup>(104)</sup>。機能主義アプローチにとって重要なのは、このような二元論ではなく、国益と国際法との相互作用のプロセスである。国際的危機というのは、紛争両当事国の政策決定者が、国際法も含めた国益について定義したり、定義し直したりする争いである。また逆に国際法は、国益を定義したり定義し直したりする。政策決定者がこの2つのことを同時に行うことによって、国益は国際法の要請に合った形に仕立てあげられる<sup>(105)</sup>、と考えている。

また、法と政治の関係については、政治的現実主義者や法実証主義者が、国際法と国際政治を切り離して考えていることに誤りがある。機能主義アプローチでは、法と政治の動態的相互作用を分析する<sup>(106)</sup>、と述べている。しかし、ボイルのアプローチは、法と政治の相互作用を分析しているというよりは、法と政治を混同してしまっているきらいがある。例えば、ボイルの提言している成功失敗原則は、政治的に成功した行動は合法化される<sup>(107)</sup>、というものである。これでは、国際社会における法と政治、それ

ぞれの固有の役割を混同し、見失ってしまう恐れがある。方法論に関しては、ボイルは研究目的として、国際法学と国際政治学の方法論の架橋<sup>(108)</sup>ということを掲げていた。国際法学の分野に、国際政治学の機能主義アプローチをとり込んだ分析手法を開拓した点は評価できる。このように、法政策学派の方法論も、ボイルの提案する機能主義アプローチも、方法論としては、国際法学と国際政治学を架橋するような理論を提案した点は評価できる。しかし、研究対象としての法と政治をも混同してしまっている点で、不満が残る。

以上、ハルダーマン、マーフィー、フォーセット、ボイル、4者の研究を考察した。法政策学派以外の方法論にも、いくつか問題点があった。ハルダーマンの場合、あまりにも法の機能し得る範囲を極度に限定しすぎたがために、的確な法認識に欠けるという問題があった。マーフィーの場合、事例を詳細に分析しているが、今ひとつ、マーフィーの国際法観及び国際政治観が明確にされていない。フォーセットの場合、国際社会における法と政治を的確に認識しながら、その方法論が叙述に流れすぎており、理論枠組みが示されなかった。ボイルの場合、機能主義的アプローチという形で、明確な理論枠組みは提示し得たが、研究対象としての法と政治が混同しており、法固有の役割は何かという問題が明確にされなかった。そこで結論では、法政策学派の方法論の問題点を指摘しながら、未だ試論的段階ではあるが、筆者の方法論上の視座を模索する。

## 結び——国際関係法学の方法論の模索

本文において考察してきたように、国際法学と国際政治学を架橋するような方法論も、それぞれ一長一短があった。ここでは、法政策学派の方法論上の問題点を指摘しながら、筆者の方法論上の視座を明確化していくこととする。

## (1) 法政策学派の方法論上の問題点

法政策学派の方法論を考察した場合、いくつかの疑問点がでてくる。

第1に、その方法論が具体的事例に適用可能かどうかという問題である。マクドゥーガルの方法論の場合、理論枠組みとしては画期的なものであっても、具体的事例に適用した場合、大国等によって国際法が操作される可能性がある<sup>(109)</sup>。マクドゥーガルの理論が、大国の国益や政策を正当化するために利用されるというのは、よく指摘されることである<sup>(110)</sup>。また、フォークの理論も、具体的事例に適用されていない<sup>(111)</sup>ため、事例研究に適用可能かどうかもわからない。法が単にコミュニケーションの道具として利用される危険性を指摘する説<sup>(112)</sup>もある。

第2に、合法性の説明の仕方に問題がある<sup>(113)</sup>。マクドゥーガルの場合、「合法性」は「合理性」として判断される。そしてさらに「合理的」決定は、「人間尊厳」の価値の実現に資するものでなければならない<sup>(114)</sup>。結局マクドゥーガルにとっての合法性とは、人間尊厳の価値に照らして価値合理的なもの<sup>(115)</sup>、ということになる。他方、フォークの場合は、政策から法への権利主張過程<sup>(116)</sup>、すなわち立法過程において合法性の問題がでてくる。フォークにとって、国際法は自らの利益主張を法によって正当化する権利主張という事実を媒介としてはじめて現実の機能を獲得する<sup>(117)</sup>。そして、相対立する権利主張が存在した場合、説得性を持ち得るものが合法化され、立法化される。それ故、多様な価値の存する分権的な国際法秩序においては、国際法のコミュニケーション機能が注目される<sup>(118)</sup>。

第3に、価値と法との関係が疑問視される。マクドゥーガルが究極の目標として人間尊厳の価値を掲げ、合法性の判断の際にも、一定の指向性を持つ価値をその判断の基準としていることを疑問とする議論は多く出されている<sup>(119)</sup>。マクドゥーガルの示す価値は、自由主義社会の理念に合致しているという意味で、一定の方向性を示している。このような価値判断を合法性の判断の際にさしはさむということは、合法性の判断そのものが主観的なものとならざるを得ないということになる。フォークは、自己の方

法論と価値との関係を否定している<sup>(120)</sup>。しかし、世界秩序への移行過程において、国際法の果たすべき役割として次の3つの役割を挙げている。

I) 様々な立法過程において、新世界秩序システムへの傾向を持つものを見分けること。II) WOMPの示している4つの価値を指向しているものを見分けること。III) 以上のことを実際の立法過程で利用し、国家慣行の中で持続させること<sup>(121)</sup>、である。結局フォークも、その方法論の根底に世界法秩序という目的を持つため、一定の価値指向性を示さざるを得ないことになるのだろうか。クラトシュウィルは、WOMPが4つの価値を提示していることについて、次のような指摘をしている。これは価値中立か価値重視かの問題ではなく、説得性があるか否か、非論理的か合理的議論かが問題となるのである。より好ましい価値は何かという形で、価値を明確化することは重要である。没価値性を求めることよりも、価値同士のコミュニケーションを行うことが必要だからである<sup>(122)</sup>、と述べる。確かに、自然科学の分野においても客観性の神話がつき崩されつつある<sup>(123)</sup>。昨今において、法が没価値性を求めることは、時代の流れに逆行することとなるだろう。しかし、そのような時代であるからこそかえって、国際法学の方法論が一定の価値を指向するものではなく、多様な価値を認め得るものがある必要があるだろう。

第4に、法政策学派はその究極目標として世界公秩序を掲げている。他方において、法が現代の国際社会において、実効性ある機能を果たし得る過程を分析している。このように、目的指向的問題と現実認識の問題を1つの方法論にまとめあげること自体が、妥当か否かの問題がある。国際社会における実体としての法を分析する際に、マクドゥーガルもフォークも、合法性の問題にぶつかっている。また、合法性とは何かと問われた際に、一定の価値指向性をそこに含意せざるを得ない。マクドゥーガルの場合、価値指向性を明示しているが、フォークも社会的期待 (community expectation) や説得性ということを通じて、暗黙のうちに価値指向性を含意している。河西氏は、フォークが国際法を離れた地平で「正しい世界秩序」を構想する<sup>(124)</sup>、と指摘しているが、これが必ずしも妥当な解釈であるとは

限らない。法政策学派の問題点は、国際社会における法の機能について現実認識的アプローチをとっていながら、他方で世界秩序を指向するという目的論的アプローチをこれに結びつけようとしている点にあるのではないだろうか。それがために、時として、現実認識が目的に適合するように歪められてしまう危険性がある。

第5に、法と政策の区別が明瞭になされていないという問題がある。マクドゥーガルの場合、政策決定過程と法を同義としている。また、法というものはア・プリオリに実効性あるものとなっている。一方、フォークの場合は、法と政治の中間点に実効性ある法の機能を求めている。このように法と政策を混同が見られる場合、かえって法と政策の違いが明確化されていないという問題がある。法は必ずしも政策の遂行に資するとは限らない。法が政策遂行上の足枷となっている場合や、社会の現状にそぐわなくなって、社会発展の阻害要因となっている場合もある。法と政策の相互作用を分析するためには、法と政策の相違を明瞭化させた上で両者の相互作用を分析する必要があるだろう。また、フォークもマクドゥーガルも、法に実効性ある機能を求めすぎたがために、実効性を持ち得ない法規則の問題点が、見えなくなってしまうのではないだろうか。

以上、法政策学派の方法論上の問題点を示した。このような問題点をふまえて、筆者が実証研究を行う際に、いかなる方法論上の視座に立って考察をすすめるのかという、今後の課題を次節において示したい。

## (2) 今後の課題

法政策学派は、国際政治学における政策決定論を国際法学の分野へ導入したということで、画期的な意義があった。また、第2章で検討したボイルの理論も、国際政治学における機能主義統合論を国際法学の分野へ導入したという意味で意義があった。このように、方法論の上で、国際政治学の方法論を国際法学の分野に導入することによって、両学問分野の架橋を企てるということが、果たして、国際社会における実体としての法と政治を、可不足なく分析し得ることになるのだろうか。

例えばマクドゥーガルなどは、研究対象としての法と政策を混同し、権威的かつ支配的なもののみが法であって、実効性のない単なる諸法則は法ではない、という議論を行っている。このように、無理に国際政治学の方法論を国際法学の分野にとり込もうとすることが、かえって研究対象としての法と政治の区別を不明確なものとしている。

国際社会において、政策とは異なって、法が固有に持つ機能及び性格は何であるのか。そのためにはまず、法と政策を明確に区別して認識する必要があるだろう。もちろん、法と政策の中間領域において機能する法実体を全く無視するというのではない。しかし、法と政策を区別し、対置してはじめて両者の相互作用が明確になるだろう。また、このように法と政策を区別して認識するためには、法とは何かという問題のみならず、政策とは何かという問題も、並行して考察する必要があるだろう。政策とは何かを理解することによって、消去法によって、政策とは異なる法の実体が理解され得ると考えている。それ故、筆者の考えている視座は、法と政策を区別して認識しながらその両者を研究対象とし、両者間の相互作用を分析するということである。

法と政策の違いは、およそ次のようなことから認知されると考えている。法は、合法、違法を判断する基準となる。それ故国家は、法に反した行動をとった場合、違法とされる。これに対して政策は、国際社会において、相対立する正反対の政策が容易に并存し得るし、同じ国家が以前の政策に反して、正反対の政策をとることも容認される。また、ある政治的教義が政策のままである時は、それはその政策を表明した国だけの所有物である。そして政策の表明というのは、国際社会に対してその国が一方的に行う宣言的な行動であって、必ずしも相互作用を必要とするものではない。しかし、一旦その政治的教義が法原則として成立してしまうと、その法原則は政策表明国の手を離れ、国際社会の共有物としてひとり歩きする。また、一旦法として成立したからには、その政策表明国の意思とは別個に、その法を他国が利用することも認めなければならなくなる。このように、法と政策を別々のものとして認識した上で、両者間の相互作用を分析していく。



未だ、試論的段階ではあるが、法と政策の相互作用は、およそ次の3つのプロセスに分けられると考えている。(1) 政策が正当化の過程を経て法となる過程。(2) 法が政策を正当化する過程。(3) 法が政策を拘束する過程、である。ただし、ここで使用している正当化及び拘束という用語に関しては、筆者自身の仮の用語であって、具体的事例にあたって研究しながら、その意味内容を明確化させていく必要があると考えている。

筆者のこのような視座が、国際法学と国際政治学を架橋するような方法論を提示しているものかどうかはわからない。しかし、目的論的アプローチをとらずに、現実認識的アプローチをとることにおいて、過不足ない法の実体というものを検討していきたい。序で示した国際政治学による4つの国際法批判に無理に答えを出すという分析手法はとらない。政策に対して一定の法的効力は果たしても、実効性の伴わない場合には、無理に実効性ある機能を求めようとせず、法の実体を検討していきたい。

以上、未だ試論的段階ではあるが、具体的な事例研究を行うにあたっての、筆者の方法論上の視座を検討した。

〔付記〕本稿は、「国際関係法学の方法論に関する一考察(上)」『千葉敬愛短期大学紀要』第18号、1996年2月の続編にあたるものである。

(注)

(1) 本稿の前編にあたる「国際関係法学の方法論に関する一考察(上)」(『千葉敬愛短期大学紀要』第18号、1996年2月)では、グロティウスの方法論及び国際システム論に関して、要約すると次のような考察を行った。まず、グロティウスの時代には、法と政治を不連続のものとして捉える見方も存在しなかった。グロティウスは、国家間関係を法の一部としてのみならず、倫理の一部としても考え、両者を1つにまとめあげる方法論を提示した。次に、国際法学における国際システム論にも様々な方法論がある。クラークとソーンは、ケルゼンの方法論をさらにつきつめた純粋法学的視点から国際システムの法の体系を提示した。フリードマンは、国際社会及び国際法の分権的性格をそのものとして受け入れ、その構造変動を的確に捉えようとした。カプランとカツェンバックは、フリードマンの視点に加えて政策決定論を国際法学に持ち込んだ。他方、国際政治学の側からも国際法学への歩み寄りが見られる。スコット、ヤング、ホフマンなどは、国際法の体系性に着目し、国際システム論の立場から両学問分野の垣根を取り払う。

(2) なお、以下の章において、法政策学派の方法論を紹介した研究書の中で、引用頻度の高いものについては、次のような略号を用いて示す。

*Future*— Richard Falk and Cyril Black, eds., *The Future of the International Legal Order*, I-IV Vols., Princeton University Press, N. J., 1969.

- Status*—Richard Falk, *The Status of Law in International Society*, Princeton University Press, Princeton, N. J., 1970.
- Creation*—Saul Mendlovitz, ed., *On the Creation of a Just World Order: Preferred Worlds for the 1990s*, Free Press, New York, 1975.
- Contemporary*—Richard Falk, Friedrich Kratochwil and Saul H. Mendlovitz, eds., *International Law: A Contemporary Perspective: Studies on a Just World Order*, No. 2, Westview Press, Boulder and London, 1985.
- (3) 本稿では、初期法政策学派と後期法政策学派という分類を行った。本論にも示すように、ここでは初期法政策学派とは、法価値学説を中心とする学派のことを示し、後期法政策学派とは、WOMPを中心とするグループのことを示すこととする。
- (4) Myres S. McDougal and Harold D. Lasswell, “The Identification and Appraisal of Diverse Systems of Public Order,” *Contemporary*, pp.163-165. (大意) ; *Ibid.*, p.168 ; Myres S. McDougal, Harold D. Lasswell and W. Michael Reisman, *Future*, Vol.I, p. 76.
- (5) McDougal and Lasswell, *op. cit.*, p.175; McDougal, Lasswell and Reisman, *op. cit.*, pp. 75-76.
- (6) Myres S. McDougal, “The Comparative Study of Law for Policy Purposes : Value Clarification as an Instrument of Democratic World Order,” *American Journal of International Law*, Vol. I, 1952, p. 195.
- (7) 大内和臣「マクドゥーガルの国際法方法論とその問題点」『国際法外交雑誌』第73巻第2号、1974年、68ページ。
- (8) *Status*, pp. 644-645.
- (9) McDougal, Lasswell and Reisman, *op. cit.*, pp. 81-94.
- (10) *Ibid.*, pp. 95-96.
- (11) 8つの価値とは、勢力 (power)、富 (wealth)、技能 (skill)、福祉 (well-being)、知識 (enlightenment)、信条 (rectitude)、尊敬 (respect)、愛情 (affection) である。マクドゥーガルは、これらの価値の形成と配分の過程を、世界社会過程と呼ぶ。McDougal and Lasswell, *op. cit.*, pp. 171-172 ; McDougal, *op. cit.*, p. 192 ; McDougal, Lasswell and Reisman, *op. cit.*, pp. 108-119.
- (12) McDougal and Lasswell, *op. cit.*, pp. 167-168.
- (13) *Status*, p. 45.
- (14) 大内、前掲論文、72-73ページ。
- (15) 大沼『『戦争と平和の法』の研究 I』78ページ。
- (16) *Creation*, p.xi; Richard Falk, “A New Paradigm for International Legal Studies: Prospects and Proposals,” *Contemporary*, p. 685; Robert G. Johansen and Saul H. Mendlovitz, “The Role of Enforcement of Just Law in the Establishment of a New International Order : A Proposal for a Transitional Police Force,” *Contemporary*, p. 347.
- (17) Johansen and Mendlovitz, *ibid.*, pp. 350-351.
- (18) *Ibid.*, p. 354.
- (19) Grenville Clark & Louis B. Sohn, *World Peace Through World Law*, Harvard University Press, Cambridge, Mass, Charles E. Tuttle Company, Tokyo, 1960.
- (20) *Ibid.*, p. 347.
- (21) *Status*, p. 9. なお、フォークの研究については、次の論文も参考にした。河西直也「紹介：Richard A. Falk, *The Status of Law in International Society*, Princeton University Press, 1970, xvi + 678. pp.」『国際法外交雑誌』第72巻第2号、1973年。同「国際法における『合法性』の観念——国際法『適用』論への覚え書き」『国際法外交雑誌』第80巻第1号、第2号、1981年。
- (22) *Ibid.*, p. 45.
- (23) Falk, “A New Paradigm,” *Contemporary*, p. 651.

- (24) *Status*, p. 49.
- (25) *Ibid.*, p. 15.
- (26) *Ibid.*, p. 18.
- (27) *Ibid.*, p. 48.
- (28) *Ibid.*, p. 7.
- (29) *Ibid.*, pp. 45-47. (大意)
- (30) *Ibid.*, p. 556.
- (31) *Ibid.*, p. 561.
- (32) *Ibid.*, pp. 567-568.
- (33) *Ibid.*, p. 569.
- (34) *Ibid.*, p. 41.
- (35) *Ibid.*, pp. 87-88.
- (36) *Ibid.*, p. 329. (大意)
- (37) *Ibid.*, p. 329.
- (38) *Ibid.*
- (39) *Ibid.*, p. 330.
- (40) *Ibid.*, pp. 4, 345.
- (41) *Ibid.*, pp. 3, 45, 57. フォークは、マクドゥーガルが法の秩序安定化機能を過小評価している」と批判している。
- (42) *Ibid.*, p. 51.
- (43) *Ibid.*, pp. 41-42.
- (44) *Ibid.*, pp. 9, 358.
- (45) *Ibid.*, p. 446.
- (46) *Ibid.*, p. 468.
- (47) Friedrich Kratochwil, "Of Law and Human Action : A Jurisprudential Plea for a World Order Perspective in International Legal Studies," *Contemporary*, p. 639.
- (48) *Ibid.*, p. 645.
- (49) *Ibid.*, p. 640.
- (50) *Ibid.*
- (51) *Ibid.*, pp. 640-641.
- (52) *Ibid.*, p. 645.
- (53) *Ibid.*, pp. 645-646.
- (54) *Ibid.*, p. 646.
- (55) *Ibid.*, p. 648.
- (56) John W. Halderman, *The Political Role of the United Nations: Advancing the World Community*, Praeger Publishers, 1981. なお、庄司真理子「書評、ジョン・W・ハルダーマン著『国際連合の政治的役割——世界共同体を進める』」『国際政治』第76号、1984年を参照のこと。
- (57) John W. Halderman, *The United Nations and Rule of Law: Charter Development through the Handling of International Disputes and Situations*, Oceana Publishers, 1966.
- (58) *Ibid.*, p. 216.
- (59) Halderman, *The Political Role*, p. 12.
- (60) *Ibid.*, p. 11.
- (61) *Ibid.*, p. 26.
- (62) *Ibid.*, p. 28.
- (63) *Ibid.*, p. 209.
- (64) *Ibid.*, pp. 18-24.

- (65) *Ibid.*, p. 30.
- (66) *Ibid.*, p. 127.
- (67) *Ibid.*, p. 28.
- (68) 庄司、前掲論文、180ページ。
- (69) Halderman, *The Political Role*, pp. 56-57, 64.
- (70) *Ibid.*, pp. 73-92, 112-121.
- (71) *Ibid.*, p. 67.
- (72) *Ibid.*, p. 58.
- (73) *Ibid.*, p. 57.
- (74) *Ibid.*, p. 11.
- (75) John F. Murphy, *The United Nations and the Control of International Violence—A Legal and Political Analysis*, ALLANHELD, OSMUN & CO.PUBLISHERS, INC., 1982. なお、庄司真理子「書評、ジョン・F・マーフィー著『国際連合と国際的暴力の管理——法的、政治的分析』」『国際関係学研究』（津田塾大学）No.10別冊、1984年を参照のこと。
- (76) *Ibid.*, p. 11.
- (77) *Ibid.*, p. 36.
- (78) *Ibid.*, pp. 165, 179-196.
- (79) *Ibid.*, p. 2.
- (80) 庄司「書評、ジョン・F・マーフィー」、97ページ。
- (81) James Fawcett, *Law and Power in International Relations*, Faber & Faber Ltd., 1982. なお、庄司真理子「文献紹介、ジェームス・フォーセット著『国際関係における法とパワー』」『国際問題』第289号、1984年を参照のこと。
- (82) *Ibid.*, p. 40.
- (83) *Ibid.*, p. 45.
- (84) *Ibid.*, p. 40.
- (85) *Ibid.*, p. 45.
- (86) *Ibid.*, pp. 40-47.
- (87) *Ibid.*, p. 40.
- (88) *Ibid.*, p. 46.
- (89) *Ibid.*, pp. 29-33.
- (90) *Ibid.*, pp. 48-63.
- (91) *Ibid.*, pp. 63-67.
- (92) *Ibid.*, pp. 67-70.
- (93) *Ibid.*, pp. 70-79.
- (94) *Ibid.*, p. 79.
- (95) *Ibid.*, p. 9.
- (96) Francis Anthony Boyle, *World Politics and International Law*, Duke University Press, Durham, 1985. なお、庄司真理子「紹介：Francis Anthony Boyle: *World Politics and International Law* (Duke University Press, Durham 1985, pp xii + 36)」『国際法外交雑誌』第85巻第5号、1986年を参照のこと。
- (97) *Ibid.*, pp. 3-4.
- (98) *Ibid.*, p. 89.
- (99) *Ibid.*, pp. 88, 164-165.
- (100) *Ibid.*, p. 164.
- (101) *Ibid.*, pp. 165-166.
- (102) *Ibid.*, p. 89.

- (103) *Ibid.*, pp. 56–57.
- (104) *Ibid.*, p. 81.
- (105) *Ibid.*, pp. 79–80.
- (106) *Ibid.*, pp. 133–134.
- (107) *Ibid.*, p. 134.
- (108) *Ibid.*, pp. 3, 74.
- (109) *Status*, p. 47.
- (110) Boyle, *op. cit.*, p. 66.
- (111) 河西「紹介：Richard A. Falk」、103ページ。
- (112) Kratochwil, *op. cit.*, pp. 640–641, 646.
- (113) 河西「国際法における『合法性』の観念」。
- (114) 同上、11–12ページ。
- (115) 同上、14ページ。
- (116) *Status*, p. 178.
- (117) 河西「国際法における『合法性』の観念」、29ページ。
- (118) *Status*, p. 345；河西「紹介：Richard A. Falk」。
- (119) *Status*, p. 15；Boyle, *op. cit.*, p. 63–67；河西「国際法における『合法性』の観念」、16–17ページ；大内和臣「マクドゥーガルの法政策学説—— Policy-Oriented Jurisprudence ——の概要とその諸批判の妥当性」『国際法外交雑誌』第64巻第6号、1965年、135ページ。
- (120) *Status*, p. 15.
- (121) Falk, “A New Paradigm for International Legal Studies: Prospects and Proposals,” *Contemporary*, p. 682.
- (122) Kratochwil, *op. cit.*, p. 647.
- (123) トーマス・クーン著、中山茂訳『科学革命の構造』、みすず書房、1971年。
- (124) 河西「国際法における『合法性』の観念」、50ページ。河西氏は、フォークの示す理論の中でも、法のコミュニケーション機能ということに焦点をあてている。フォーク自身、人間の能力を、紛争の調整のような周辺的なことに限定せずに（Falk, “A New Paradigm for International Legal Studies: Prospects and Proposals,” p. 668）、新しい秩序形態への移行期における国際法の実際の、かつ潜在的意味を研究する基盤を準備すること（*ibid.*, p. 659）を説いている。